

小学校等の臨時休業等などにより、仕事を休まざるを得ない保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

特別相談窓口の御案内



小学校休業等対応助成金は小学校等の臨時休業等に伴い、子供の世話をするために仕事を休まざるを得ない保護者に対して、**有給休暇※を取得させた事業主に、休暇中に支払った賃金相当額を国が支給する制度**です。

※ 賃金全額支給の休暇で、労働基準法上の年次有給休暇を除きます。

その他、支給要件等の詳細は厚生労働省HP「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金について」をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

せっかく国の助成金があるのに、会社は「有給の休暇にできない」と言って、利用してくれない。子供を置いて仕事に行けないし、無給で休むしかない・・・何とかならないかな。



コバトン・さいたまっち

会社が助成金を利用してくれないとき、会社に助成金を利用してもらいたいときは、**埼玉労働局「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」へお電話を！**

048-600-6210

【受付時間】 8時30分～17時15分 土・日・祝日除く

(相談対応は令和4年9月30日までとなります)

特別相談窓口は、労働者の方からのご相談内容に応じて、企業への**特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ**などを行っています。



その他労働関係の相談窓口のご案内

◆ 埼玉労働局 総合労働相談コーナー

電話番号 **048-600-6262** 受付時間:9時～17時 (土・日・祝・年末年始を除く)

解雇、雇止め、配置転換、賃金の引き下げ、いじめ・いやがらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働相談について、ワンストップで受け付けています。小学校休業等対応助成金に関連した解雇、雇止め等の職場のトラブルもこちらにご相談ください。

◆ 埼玉県労働相談センター

電話番号 **048-830-4522** 受付時間:9時～16時30分 (土・日・祝・年末年始を除く)

勤労者や経営者が抱える労働トラブルに関する相談を受け付けています。